

審査基準

年 月 日作成

法令名：確認事務の委託の手續等に関する規則
根拠条項：第13条第2項
処分概要：駐車監視員資格者証の再交付
原権者（委任先）：都道府県公安委員会（方面公安委員会）
法令の定め： 確認事務の委託の手續等に関する規則第13条第3項
審査基準： 判断基準は法令の定めによる。
標準処理期間：14日以内で各都道府県警察の実情に応じた期間を定める。
申請先：
問い合わせ先：
備考：